

ご存知ですか？ 確定申告書“控” の税務署收受印 廃止されます。

国税庁より「確定申告書・各種届出等への控え」に対し、令和7年1月から收受印の押印を廃止する」との発表がありました。



税務署による
公的な証明が
無くなる？

收受印に代わる公的証明書の取得や確認手段として国税庁から**5つの方法**が提示されています。**(詳しくは裏面)**



「收受印廃止」について
詳しくはQRコードから
ご確認ください(国税庁)→



確定申告期間は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで
ご相談はお早めに！

牛久市商工会

電話：029-872-2520 FAX：029-872-1991

令和7年1月



税務署は、
申告書に収受印を
押さなくなります！



確定申告書(控)等への税務署 収受印の廃止について



確定申告関係について、令和7年1月以降は下記のように変更となります

提出書類

●前回の確定申告まで
確定申告書（提出用）と（控え）
の両方を提出。
収受印が押されて返却された
（控え）が返却されました。



●今回の確定申告から
確定申告書（提出用）だけを提出。
（控え）については各自保管し、
提出年月日を記録してください。

証明書等

令和7年1月以降は収受印に代わる公的証明書の取得や確認手段として、
国税庁からは下記の5つの方法が提示されています。

① e-Taxによる申告

電子申告時に送付される受信通知には氏名・住所・受付日時・番号等が記載されているため、この通知自体が提出の証明書となります。

③ 保有個人情報の開示請求

税務署に開示請求をすることで申告書等の内容確認をすることができます。ただし利用には手数料と時間（300円/約1ヶ月）が必要となります。

⑤ 納税証明書発行

税務署窓口にて証明書の発行を受けることができます。手数料は税目ごと1年度につき400円です。

② 申告書情報取得サービス

書面で提出の場合でもe-Taxを通して無料でPDFデータを取得することができます。

（※オンラインのみのため、利用にあたってはマイナンバーカードが必要です）

④ 税務署での閲覧サービス

税務署窓口にて過去に提出した申告書等を閲覧することができます。閲覧した書類の画像データとして撮影することも申請すれば可能です。

※①のe-Taxによる申告（電子申告）なら手数料もかからず手元に証明書が残るので安心です。



自宅から
ネットが便利
申告・納税
e-Tax
国税電子申告・納税システム

e-Tax(国税電子申告・納税システム)のご利用は
事前登録が必要です。
詳しくは国税庁ホームページの「ご利用の流れ」
をご確認ください。 → 右のQRコードより

